

○農林水産省令第七十号  
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十四条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和三年十二月二十四日  
 農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林水産大臣 金子原二郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。  
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後 改正前

（実績報告）  
**第六条** 法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。  
 2 地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の六月十日までとする。  
 別表（第五条関係）

（実績報告）  
**第六条** 法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。  
 2 地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の六月十日までとする。  
 別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
	施設設備等の 分類	財産の名称、 構造等	
一 (略) 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 (略) 協同農業普及事業交付金 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金 (略) 林業普及指導事業交付金 森林整備・林業等振興事業費補助金 (略) 漁業共済事業実施費補助金 漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金 (略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
	施設設備等の 分類	財産の名称、 構造等	
一 (略) 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 (新設) (略) 協同農業普及事業交付金 (新設) (略) 林業普及指導事業交付金 (新設) (略) 漁業共済事業実施費補助金 (新設) (略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)